

易保険は年齢の制限が非常にゆるやかであるといふことが一点でありまして、民間保険ですと、六歳までは加入ができない、また、これは会社によつて若干差がございますけれども、五十五歳以上になりまして加入ができません。これは無診査保険の場合でございますけれども、つまり六歳未満と五十五歳以上はいれないわけでございます。また六十五歳までは年齢が零歳からいれる、また六十五歳まではいれるという点で、年齢制限がきつめてゆるやかでございます。もう一点は、職業による加入の制限の問題でございますが、民間保険では危険な職業を幾つかあげまして、この者は保険にはいれない、あるいは、はいれましては相当制限をいたしております、ある種類の保険にはいれないけれども、ある種類の保険にはいれないとか、保険金額で差をつけるとか、そういう幾つかの制限があるようでございますが、簡易保険におきましては、職業による差別というものを一切いたしていい、これは非常な大きい特色であるかと思ひます。そのほか、不慮の事故によつて死亡した場合に倍額補償という制度を簡易保険は設けております。それからもう一点は、民間ですと、経営の採算を考へますから、いなかの方面では、やはり採算上の問題がありまして手が届かぬやうな面もあるかと思ひますが、簡易保険は、郵便局組織をフルに活用いたしまして、山村僻地の国民の方々に保険のサービスを提供するというわけでございます。そういうところが簡易保険の特色としてあげられるのではなからうか、かように考へます。

○水野委員 私、この質問の設定を申し上げますが、実は私は、民間保険の立場というものを一〇〇%支持して申し上げてゐるのではない。ただ、いま申し上げたように新しい傷害特約というものが設けられる、さつき言ったように民業を圧迫する、こういう制度を国会で審議するにあつては、その圧迫される立場からの意見というものを一べん洗つてみる必要があるのではないか。郵政当局としてもお洗ひになつていろいろ検討された

ことだと思ひますが、私はもう一度洗へるだけ洗つてみて、それに対する御意見を伺つてみた上で方針を考へる必要があるのではないかと思ひわけでありませう。少し長くなりますが、ここに生命保険協会あるいは損害保険協会の反対意見というものがありまして、これに対して簡単に考へて御説明いたしたいと思ひます。

——生命保険協会の反対意見というのを私はコピーをとつてきたのですが、簡単に申し上げますと、郵政審議会の答申は、簡易保険の基本的なあり方に関して「中小所得者を対象とし、民保がその経営政策上、手の及び得ない小額保険を、国が低料金かつ簡易な手続きで提供する」という簡易保険創設の趣旨について、戦後独占が廃止され民間生保等と競合関係に立つようになつたことと社会保障制度が拡充されてきたことにより創設当初の社会政策的な性格が薄れてきたと否定的な立場をとつており、更に進んでは、「簡易生命保険の枠にとらわれることなく」広い範囲にわたる生活保障のための保険を提供すべきであると判断している。

それから第二には、しかし、簡易保険創設当初の社会政策的使命の趣旨が今日なお変わらぬことは去る四一年九月の行政管理局の勧告においても明らかである。

仮に簡易保険が今後創設当時の社会的使命を失ない、民営企業と全く同一の立場に立つとするならば、大正五年以来五十年に亘つて果されてきた簡易保険はほんらいの意義は失なわれるとともに、今回の審議会答申の中心眼目であるはずの「簡易保険の特色」とは一体何を指すのか疑問である。

これは先ほど質問をしたおりのことです。もし、国の信用力、郵便局組織の利用、租税の免除、国の財政的保証等を指して特色といふのであれば、それは創設当時のような社会的使命があつてこそ付与されたので、その使命を喪

失し民営企業と競合するのであれば、これらの特色も単に民業のもたない特権をもつだけが特色といわざるを得ない。簡易保険が民間事業と対等の基盤の上にたつのなら、まずこれらの特権をすて民営業者と競合すべきである。これはむしろ特権を捨てて、今度は民営企業と同じ土俵の上で競合すべきであるというやうなことを言つております。

さらに、これは将来想像されることでありますが、大臣にもお答えいたしたいのですが、たとえば郵政公社の問題がある。郵政公社の内容といふものは、郵政当局から明らかにされておられませうけれども、将来、郵政公社ができることになれば、当然簡易保険もその業務の中に包括されるのではないかと想像されるわけですが、郵便事業だけでは成り立たない。そうすると、郵政公社ができて、傷害特約はもちろんのこと、これから新種保険が簡易保険のもので行なわれれば、これは明らかに公社対民間の保険会社の対立になつてまいります。先ほどの郵政審議会の答申の内容にあるように、社会政策的な意義といふものはますます失われていくわけでありませう。その辺のことについて、大臣は、郵政公社化の内容については固まつていないというお話を聞いておりますけれども、将来の簡易保険の見通しといふものを含めて、ちよつとこの生命保険協会の反対意見に対して御意見を承りたいと思ひます。

○河本国務大臣 郵政公社の問題は、御承知のやうに、昨年の秋、審議会のほうにお願ひをしまして、いま研究をさせていただいております。早ければ六月、おそくとも八月ころまでに答申をさせていただきます。ただ、前向きに検討していただくわけでございます。もちろん、かりにこれがスタートするということになりますと、郵政三事業は当然包含されることにならうかと思ひます。そこで、お尋ねの簡易保険事業の特色が失われつつあるのではないか、こういう生保側の反対意見でございますが、この点につきましては、先ほ

ど局長が申上げましたやうに、私は決して失われていないと思ひます。特に、年齢制限の問題、それから職業制限の問題、さらに一番肝心なのは、全国あまねくこの業務をすることができ、仕事をすることができ、この点は民間ではやれないと思ひます。山村僻地には行かない。しかし、わがほうでは、全国あまねく、どんなところでも二万の郵便局を活用いたしまして、全国民を対象として勧誘することができ、こういう点がやっぱり最大の特長として残つておると思ひます。

それからもう一つ、特に考えたいこととは、先ほど局長が申上げておりましたが、昭和二十一年までは独占でやっておりましたが、そのころまでは簡易生命保険の全保険に占めるシェアといふものが五割をこえておつたという時代もあつたわけでございますが、いまでは、民間に開放されたわけでございますが、わずかにそのシェアが一割足らずという結果を考へますと、私は、民間生保の反対意見といふものは当たらない、こういうことを痛感いたしましたおわけでございます。

○水野委員 これはお答えいたしたくなくともけつこうですが、さつき申し上げましたやうに、郵政公社をつくるかつからないか、これはえらい大問題であります。もしつくるという際にこの簡易保険をどう扱うかといふことは、今回の傷害特約の問題以上に重要な問題だと私は思ひます。その際には、ひとつこれは相当民間企業の意見といふものを取り入れて慎重にやつていただきたい。今回の際にはさほどの影響はないといふやうにも聞いておりますけれども、公社といふことになれば、これはやはり企業利益追求をやらなければいけないわけでありませう。利益追求をやる際には、それぞれいろいろな新しい手も考へなきやいけない。いま大臣のおっしゃつたやうに、全国あまねくある郵便局がやるのが、うらはらに言えば、また国家権力を背景にした保険業務といふので脅威になるわけですが、六歳以下ではいれるといふことであるやうな面もありますが、逆に言うと、それがま

一つの魅力であって、はいりやすいから脅威だ
というこもいえるわけです。その辺はひとつ十
分お考えいただきたいと思ひます。

もう一つ、今度は損害保険関係の損害協会の反
対意見というものがあつたので、これもひとつ
一ぺん郵政当局にお答えをいただきたいと思ひま
す。簡単に読んでみますと、

損害協会は、まず、「簡易保険制度が郵政審議
会の答申に基づき、傷害保険、災害保険等の実
施を計画しているが、このような計画は、国営
保険本来のあり方から明らかに逸脱するもので
あるとともに、民営損害保険事業を著しく圧迫
するものとして、全面的反対。

というこを書いて、次の理由を述べておりま
す。反対意見の第一は、

自由主義、資本主義体制を基本としているわ
が国においては、保険事業は民営を原則とすべ
きであり、国営保険は、社会政策ないし経済政
策上その必要性が認められるにもかかわらず民
営保険としては成立しがたい分野ないし民営保
険のみでは引き受け困難な分野、すなわち民営
保険の補完的範囲に限られるべきことは一般に
認められている。

たとえば、大正五年に簡易保険が創設された
のも、「経営上民営保険の及ばないところを国
で補う」という趣旨からであるが、この趣旨が
今日も変わらなないことは、去る四十一年九月の
行政管理局の勧告を見ても明らかである。そし
て国営保険はこのような分野を対象とするから
こそ、財政面は国の責任でまかない、租税面でも
全く非課税の取り扱いを受け、また簡易生命
保険の募集にあつては全国の郵便局組織を利用
する等、各種の面で国の特権を利用することが
是認されている。

しかるに、郵政審議会の答申において、「わ
が国の保険の普及は、人的保険も物的保険もま
だ十分といえない状態にある点にがみ、国
営と民営を問わず、任意保険は事業の特徴を
生かし、それぞれの責任と創意により、相とも

にその普及につとめるべきである」と述べ、さ
らに、「一そう新しい生命保険の開発につとめ
るとともに、さらに損害保険の分野にも進出
することが望ましい」旨述べているが、これは明
らかに国営事業が既存民営事業の分野に進出し
て競争をいどうとするものであり、民営保険
の補完的役割という国営保険本来の分野から全
く逸脱したものだといわざるを得ない。

長くなりますので少しはしりますと、
事業内容を拡大せんとするのは、国の力によつ
て民営事業を圧迫し、これを沈滞衰微させるこ
とになるおそれがある。

財政硬直化の是正、財政負担軽減のため行政
機構の簡素化が強く要求されているにかかわら
ず、国営保険が民営保険事業に進出し、行政機
構の簡素化どころか膨張化に向かうことは、世
論の要望に逆行する措置である。

こういうこも言つておるわけです。こういう反
対意見が非常に強いというこを頭に入れて実施
をしていただきたい。お答えはけっこうです。

そこで、次の質問に移りますが、率直にい
つて、今回の傷害特約制度を実施するのは、簡易保
険の立場からいって、どういう理由からこれを実
施しようと考えておられるのか。当然、現在行な
われている各種保険制度と組み合わせる今度は特
約をやられたわけですが、単独で傷害保険とい
うものを設定される場合も考えられたわけであり
ますが、この二つの面についてちょっとお答え願
いたい。

○竹下政府委員 傷害保険を始めようという動機
は、全く国民の側からのこの種の保険に対する要
望が非常に強いというこを私どもは感じ取つた
からでございます。特に交通傷害は、最近の自動
車の普及等のために、最近の統計によりますと三
十九秒に一人の割合で死亡者が出ており、三十九
分に一人の割合で死亡者が出ており、こういうふ
うに交通傷害の事故は激増してきております。そ
れに對しまして、補償する側の内容でございます
けれども、これは民間の損害保険もしくは生命保

險会社の傷害特約、こういうことでやってきて
おりますけれども、普及率はきわめて低位であり
まして、一昨午私どもがマーケット調査をやしま
したときにも普及率は二〇%そこそこであつたとい
う数字が出ております。最近の方でこの種の
ことを始めましたので、交通傷害保険あるいは共
済、こういったものの普及率は少し高まってきて
おると思つたのですけれども、国民が要望してい
るのに對しまして、これを供給する側の内容がきわ
めて貧弱である、これはどうしても簡易保険が国
民の皆さんの要望を受けてこのサービスを始めな
ければいけないというこで、この仕事に取りか
かつたわけでございます。

それから第二番目のお尋ねでございますが、こ
の傷害保険を、私どもは特約方式というこで予
定しておりますが、単独方式というこもあるの
ではなからうか、その点はどうであるかというお
尋ねでございますが、私どもは、特約方式及び単
独方式、両方につきましまして比較検討いた
しました結果、特約方式のほうに踏み切つたわけ
でございます。

それはどういふわけかと申しますと、特約方式
のほうを利用される国民の側からして便利であ
る、これは基本になる生命保険と一緒した扱い
ますから、いろいろな事務の簡素化ができるという
こで、保険に入る人たちは便利であるというこ
とが第一の理由で、そういう事務費の重複が避け
られるとか手続が簡単になるとかといったような
こもございまして、特約方式でやつたほうがコ
ストの点で安上がりになる、つまり、保険料を安
くすることができ、こういうことがございまして、
このたびは単独方式でなくて特約方式のほう
でスタートした、こういう事情でございます。

○水野委員 傷害特約の制度といふものは、従来
の簡易保険の制度に比べてだいぶ性格が違つたわけ
でありますけれども、本制度の実施によつて、今
度簡保事業の推進に大抵どんな効果を期待してお
られるのか、そのこをちょっとお伺いいたしま
す。

○竹下政府委員 先ほど申し上げましたように、
傷害保険に対する国民の要望といふものは非常に
熾烈でございますので、この保険を販売いたしま
すと、相当加入者が出てくると思ひます。傷害特約
は売れると思ひます。と同時に、これは主たる生
命保険と一心同体の形で扱いますから、その関係
で、傷害特約も売れますと同時に、主たる生命保
險契約のほうもまた伸びる、契約が増加するとい
うふうには私どもは見えております。

○水野委員 局長は、国民の要望が非常に強
いから、こういう新しい契約方式がつけ加われば
非常に便利であると、要望を前置きに置いておつ
しやつておられるけれども、これは実は、後ほど
御質問申し上げますけれども、本来は、私はこう
じやないかと思つたのです。簡易保険も、全国の郵
便局の組織を利用して、割り当て制度で局員を
使つてかなり努力をしてこられたけれども、だん
だんと伸びが鈍化してきて、片つ方では農協の共
済保険なんかもあらわれてきた。農協の共済保険
では、当然傷害条項とか傷害保険といふものを
持つてゐるわけでありまして、簡易保険だけはい
ない。さつきは民保側の意見といふものも出てお
りましたけれども、民間保険も持つてゐるわけであ
ります。特色のあるといふことといふことをい
いろとおっしゃつておられるけれども、はつきり
言つと、実は農協系統の共済保険と民間保険と簡
易保険と、この三つが一種の競争の立場に立つて
仕事をしています、なおかつ鈍化してきて、どう
してもここで新しい契約の際に有利な条件を獲得
したい、こうしなければ、財政投融資の原資とし
て金を集めていこうという国家的要請にともな
うたえできないからこういうこをやつてきたんだ
といふことがほんとうじやないかといふふうには
私も考えるわけです。局長としては非常にきれいな
お話を表からなすつたわけだけれども、国民は喜
ぶか喜ばないか、世論調査してないわけだし、
かなりむずかしい問題だと思つた。国民の契約者の
立場からいへば、簡保でなければ——生命保険会
社だつてこのごろはかなりうるさいほど勧誘に来

るわけですが。また別に特色のある簡易保険とおっしゃっておられて、全国あまねく、農村のいかなるところにも行っておられるけれども、農村ほど保険会社の勧誘員の多いところはないわけですね。そういう意味では、ややお話の内容がきれいごと過ぎるのじゃないかと思うのですが、ひとつ、その辺のほんとうの話を聞かしてもらいたい。

○竹下政府委員 私が生上げたことも事実でございますけれども、御指摘のとおり、表向きのことと申し上げたことになったかもしれませんので、ただいまの御説はその裏側のことで、これまたほんとうのこととございましょう。あえて否定しないわけでございます。

正直に申し上げまして、傷害特約を始めませんと、簡易保険というものの商品魅力といえますか、それがやはり少なくなってくる——なってきたおるわけでございます。と申しますことは、民間の生命保険会社では、もうすでに四年あるいは五年前からこの傷害特約制度を開始しております。そういうこともございまして、お話しのように、農協等におきましても、生命共済の給付の一部として傷害の給付をもうすでに数年前からやっておりますし、この四月からは傷害特約というものを単独の商品として、四月一日からもうすでに販売を始めておるといふ事情もございまして、また、地方の公共団体は、これは保険ではございせんけれども、共済方式で五十万円の傷害保険を、傷害共済ですけれども始めておりまして、その数は六百くらいにもなっております。やらないのは郵便局の簡易保険だけであるというが実情でございます。そういうことも勘案いたしまして、これをやらなというところは、いわば周囲のものが、そういう種類のものが全部やっているのに郵便局だけやらないというところは、郵便局の保険だけが時流に取り残されるということにもなりますので、これは当然やるべきではなからうか、そういうことを考えたわけでございます。

○水野委員 今度の傷害特約の内容を少し見てみますと、保険料の計算基礎と積み立て金の計算方

法を法律からはずしておるわけですね。これはどういう理由か。その結果、保険料を郵政省がかってに引き上げたりして、加入者に将来不利益を与えるようなことがあるのじゃないか、そういうおそれがあるわけなんです。ひとつお答えいただきたい。

○竹下政府委員 保険料の計算の基礎は、従来簡易保険法十八条で事ここまかに規定がございまして、実は技術的なことを非常にこまかにきめ過ぎておるのでございます。保険料ですから、死亡率というところは非常に大事な要素になってくるので、ただいまの法律によりまして、三十五年に厚生省が発表いたしました国勢調査の結果による、昭和二十五年の国勢調査によって得られました各種の資料を利用いたしまして保険料を算出せよ、こういう規定になっておるわけでございます。今度傷害特約を初めまして、傷害保険料というものもまたつくらなくちゃいけないのでございしますが、そのためには、従来のやり方に従いますと、やはり法律を立てなければいけないということになります。傷害につきましては、今度保険料計算に利用する資料というのは、死亡の場合よりも非常に広範な資料というものをさらに必要としてくるということもございまして、交通事故率、交通事故による傷害の発生率、あるいは病院に入院する率といったような各種のデータ、それらもホットな、あたためた資料を必要とするというわけでございます。これを一つ一つ法律で規定するということとは、たいへん技術的なことで煩瑣でございます。やりますのときどきの経済情勢なり社会情勢に適應した資料を有効活用するということに立ちますと、どうしてもこれを法律で規定するということについてはいろいろな都合な点が出てくるというので、これを法律からはずして、郵政大臣の決定事項にいたしたいというわけでございます。

そのために、それでは、保険料は郵政省の恣意的な扱いになって、加入者に不利益を与えるんで

はなからうかという点でございすけれども、そういうことはございせんようにやっております。というのでございす。その方法といたしましては、今度、この事項も決して輕微ではないというところを考慮しまして、郵政審議会におはかりして約款事項として扱うという歯止めをいたしまして、御心配のようなことがございせんようにしてまいりたいというふうに考えております。

○水野委員 最初、この傷害特約の問題で昨年の暮れに予算編成のときに議論になった際は、学資保険の問題も出てきたわけでございます。学資保険を創設するという計画は、郵政事務当局としては進めておられるというふうにも聞いておりますが、今度の改正からはずされたというのはいさうなわけ。表側のお話もけっこうございす。が、ほんとうの話をしてもえればまことに参考になると思うのでございす。

○竹下政府委員 この予算要求いたしましたしましては、傷害保険と学資保険と二つを要求として出しましたことは事実でございますが、その後、いろいろ関係方面とも打ち合わせ、検討をいたしました結果、このたびは傷害保険だけにしよう、学資保険のほうは次年度以降において実施する——やらないというわけではございせん。で、実施の時期をちよとずらすということに落ちついたわけでございます。

私どももいたしまして、いろいろ検討いたしました結果、傷害特約の実施ということ、これは従来の保険と性格がかなり違ったものでございまして、保険の内容も複雑であるし、取り扱いもやはり複雑になるというふうなことで、郵便局に相当の準備期間、勉強の期間が要するというようなことも考えまして、実施を九月に延ばすというふうなこともそういう方向で考えておるわけでございます。が、傷害保険の一つの実施も相当むずかしい、至って大作業であるということも考えまして、このたびはこれ一本でいこう、学資保険は、やはり同時にやるということにつきましては無理

がある、やってもやれないことはないものでありますけれども、やはり無理があるからこれを次回に送ろう、そういうふうな最終的に決定をしたわけでございます。これは表の話でございますが、裏の話は、実はそうないわけでございます。

○水野委員 最近における簡保資金の増加状況と融資の状況をちょっと御説明をいただきたい。

○竹下政府委員 この簡易保険の業績はおかげさまでたいへん順調に伸びておるといふ事情を反映いたしまして、資金の伸びもたいへん順調でございます。四十四年度は三千二百億圓というものを財政投融資の原資として拠出したわけでございますが、これは前年度の二千六百六十億圓に比しますと約五百億圓ばかり伸びております。ここ四、五年のカーブを見ますと、毎年五百億圓程度のもので新しく増加して財政投融資のほうへ振り向けられておるといふこととございまして、たいへん資金の伸びは順調でございます。

ただいまの資金総額は、ざっと見まして一兆八千億圓に達しておりますが、それはどういう方向へ向かっておるか申しますと、その中の大体四割に相当するものが、その額およそ六千三百億圓でございますが、地方の公共団体へいつております。それから国鉄をはじめ各種の公庫、公団、つまり政府関係機関に対して五割五分、八千五百億圓程度のものが振り向けられておりまして、大部分が財政投融資の原資といたしまして、公共のため、社会開発の方向へお役に立っております、こういうわけでございます。

○水野委員 ところで、先ほど冒頭に申し上げましたように、この簡易保険の日本の経済、社会、要するにわが国の経済的な面と社会的な面と二つあるわけですが、先ほどからその一つのサイドとして民間保険の立場からいろいろな反論をお伺いしたのですが、今度としまして、簡易保険が財政投融資の原資として大きな財源になっておる、大體四十四年度も財政投融資の見込みは三兆七百七十億圓のうち三千二百億圓の簡保資金が見込まれておるわけですね。約一割強であります。これだけ大

いに簡保関係の全国の郵便局員を動員して、相当無理な勧誘方法もしておられるように私は思います。私自身が相当無理な勧誘を受けますからね。働くだけ働け——働きバチの仕事は大いに郵政省はやつておられるわけなんです、一方、契約者のサービス面のほうもひとつ考えてもらいたいというところなんです。

〔委員長退席、加藤（六）委員長代理着席〕

そういう立場から少し御質問したいわけですが、簡保資金が財政投融資の原資として大きな役割を果たしているという事は周知のとおりである。しかしながら、財政投融資の制約が非常に強い。加入者の利益が阻害されているという矛盾が大いにある。年々簡保資金の増加が著しいという現状の中で、ある程度の資金は財政投融資のワケ外運用を行ない、加入者利益の増進に充てるべきだと考えられているわけですが、当然であります。

本来、簡保資金の運用は、有利性と公共性の両面に立って行なわれるべきものであるというところが、かねがねいろいろなことといわれているわけなんです。このような問題を含んでいる運用制度の改善について、これは局長からお話をいただくと同時に、大臣から、ひとつ今後の郵政省における施政方針としてお考えを承りたいと思っております。

○河本国務大臣　ただいま簡易保険の特色として、公共性があると同時に、条件も有利でなければならぬ、こういう強い御指摘がございましたが、私も全くそのとおりだと思います。保険料を安くして、同時に配当を多くする、当然やらなければならぬことではございますが、先ほど局長から申し上げましたように、その資金の全部が財政に回されておられるわけではございません。したがって、これをいかに有利に回すかということが、契約条件をよくし得る力になるわけではございません。ただいまは大体二兆円近いものを六分五厘くらいに回しておりますが、これを何とか七分くらいに回したい、こういうことで、いまいろいろと大蔵省と

折衝しておるところでございます。

○水野委員　きょうは大蔵省は来ていないのですが、どうも大蔵省というところは、逆にいうと、郵政省は大蔵省に使われているだけじゃないかと、いう観念は、私は郵政業務全部を見て非常にそう思うわけです。これは大臣、大いにハッスルをしていただいて、何も大蔵省の財投の原資を集めるための簡易保険じゃない、この点はひとつ新しい方針をお示しいただきたいと思うわけです。

私の質問は大体この辺でやめますが、簡易保険の持つております先ほどの民業圧迫という声もよく耳に入っています。また同時に、運営にあたっては慎重を期していただきたい。また、働きバチだけじゃなくて、郵政省自身も、一生懸命働いて金を集めているのでありますから、片一方で大蔵省に言うべきことはもう少しおっしゃって、いろいろな契約者に対するサービスも十分考えていただきたい。ひとつ両面から、この簡易保険事業の運用の適正と同時に、本来の使命というものを考えていただいて、今後のこの改正にあたって省内の関係者の考え方を一新していただきたい。最後は私の要望であります。以上をもって質問を終ります。

○加藤（六）委員長代理　島本虎三君

○島本委員　上程されております簡易生命保険法の一部を改正する法律案につきまして、本来これに挺身すべき現場労働者に対する不当労働行為に對して、事業遂行上重大なる支障があることをおもんばかりまして、次に質問を展開せんとするものであります。

まず、大臣にお伺いしておきたいと思っておりますが、公式の場合に公式の発言を前大臣がした場合、現大臣は当然責任を持つものでなければならぬ、こう思います。きわめて常識的なことでありますが、河本郵政大臣、こういうふうに私は信じておりますが、よろしくごさいいますか。

○河本国務大臣　間違っていないことであれば、当然繼承すべきものだと思います。

○島本委員　山本人事局長もおられますが、昭和

四十一年五月二十四日付で郵人管九〇号が出されました。これは残念ながら札幌郵政局では、ある期間の間握りつぶされたという事態があった。そのことはまことに残念なんですけれども、局長、こういうようなことがありましたか。

○山本（博）政府委員　握りつぶしたという表現でございしますが、文書の伝達という形では各地方の郵便局にはいたしておりました。そういうものも、各会合あるいはいろいろな研究会、そういうものを通じて趣旨の徹底ははかっているというふうに承知しております。

○島本委員　昭和四十一年五月二十四日出されたものが、そういうような趣旨の徹底をはかったといえながら、昭和四十三年三月二十五日に再び人管第二七六二号という形で出して示達してあるわけなんです。完全にやっていたならば、再び出す必要はないのです。やっていないから出したのであります。そしてその際に、前大臣は、趣旨の徹底は大事である、各種の会合で徹底させます——昭和四十三年四月五日の衆議院の通信委員会でその旨が言明されております。山本人事局長も、不当労働行為をしないよう毎回言っております。憲法に忠実であるべきだし、違反しているような事実はありません——昭和四十三年四月五日の衆議院の通信委員会で、これもはっきり言っているわけでありまして、私はこの点をはっきり確認しておいて、指導方針として変更しないものである、こういうふうに思っておいて質問に入りたいのです。が、そうでございますか。

○山本（博）政府委員　おっしゃるとおり、間違いないでございます。

○島本委員　それで、大臣や人事局長の意思と地方の局長の意思とが違ったり、または逆なことをやられた場合、これは行政権を無視されたということになり、指示違反の事実がそこに生じたものである、これは重大であるけれども、こういうような場合は、一体、上司としてはいままではどういうふうにしておりましたか。これは山本局長にお伺いしたいと思っております。

○山本（博）政府委員　通達の内容がたぶん種類がございしますので、単に指導的な意味で出す通達、あるいは、その内容が法律、規則その他、厳密に守らなければ、国民にとっては非常に大きな業務上の迷惑をかける、こういうようなもの、いろいろ種類がございしますので、一がいにとれとは申し上げられませんが、本省が通達を出したものは、地方が本来違反すべきはずはないと思っております。万が一それに違反したという事実があれば、それは程度の内容によっていろいろな処置があると思っております。

○島本委員　よくわかりました。

それで次の質問に移らしてもらいます。岩手県の大船渡という郵便局がございまして、ここに不当労働行為に類する問題が惹起されました。当委員会においても相当この問題が論議されたことは御存じのとおりでございますけれども、当時の小林郵政大臣は、大臣の直接の使者を派遣して実態を調査させることにする、そして通信委員会に報告する、このようなことを申されておったわけでありまして、その後、特使として小林孝繁という人が派遣された、こういうようなことを聞いておられるわけでありまして、その調査の結果が、私には不詳にして知らないうちに長野の人事部長に榮転して現在はおらないというのを聞いておるのですけれども、この調査の結果について報告がはっきりございましたでしょうか。

○山本（博）政府委員　ただいまお述べになりましたとおり、小林孝繁君が命を受けて大船渡に行つて調査をいたしてまいりました。その調査の結果はございまして。

○島本委員　そうすると、その結果の報告が委員会になされた、こういうようなことでございしますか。

○山本（博）政府委員　私が国会の議事録をその当時よく調べておりましたが、委員会に報告するということにはなっておらなかったと思っております。その結果に基づきまして、大臣の責任においていろいろ措置をなされるというふうになっております。

す。

○島本委員 その責任ある措置、それはどういふふうにおとりになりましたか。

○山本(博)政府委員 いま一つ一つ調査の報告内容、全部ここに資料を持ってきておりませんけれども、その当時、大船渡の郵便局において労使間にいろいろ紛争がございましたのは事実でございます。その紛争の内容につきましては小林君が調査をいたしました。調査をいたしました結果、個々のいろいろな問題について報告がございました。総合的に官のなすべきことでこれから措置しなければならぬと思うことは、これは郵政局を通じていろいろな措置を行なわせました。たとえば、郵便の配置がえその他の整備というようになるとにつきましては、これは郵政局において措置をさせるようにしましたし、あるいは、根本的にいろいろな紛争の内容につきまして、労使間でもっとよく話し合わなければならないという問題もございました。そういう点においても郵政局によく意思疎通をはかるように措置をいたしました。総体的に見まして、個々の問題よりも、この郵便局全体の長い間の経緯が背景にございまして、なかなか労使間の不信というものが解きたい、そういう全体の問題を少しずつでも手を打って改善していかなければならぬ、個々の問題もさることながら、その背景になっておる全体の問題をだんだんに改善していかなければならないという観点に立ちまして、郵政局にそういう努力をさせるようにさせたわけでございます。

は並みだいていじやなかった、あれでは円満な運行なんか期しても得られるものじやございませぬ。しかし、いま措置としてなかなかよくなっているというところでございしますから、こういうようなことを他のほうに及ぼしてはならない、このことを強く要請しておきたい、こういうふうに思うわけですね。

というのは、今度は札幌郵政局で局長の浅見喜作氏が昭和四十一年に着任して以来、全道北海道なんか、いまわれわれが心配したようなこういうような態度でいろいろ施策を進めている、このためには、全道の労働者の基本的諸権利の著しい制限までも考えておられた、また、全道の方針に反対する職員を良識者として絶賛しておった、そしてこれを育成するために職場で組織させ、かつ、その拡大をはかっておった、こういうようなことであると、当然組織介入であり、これは重大なことだ、こういうふうに思っているのですが、この点等についても、再びこういうようなことをしてはならない、先年ですけれども、私も注意しておきましたけれども、その後どういふようになっておりましたか。

○山本(博)政府委員 北海道において労使間でいろいろ問題があることは承知いたしております。ただ、不当労働行為の云々の問題でございしますが、不当労働行為の問題が起ったときは、現在、私のはうと労働組合との間でそれをできるだけ自主的に解決するルールというものを二年前くらい前からつくりました、そういう問題があれば、まず本部と本省との間に具体的な事実を提起して、その問題の実態がどうであるかというのを調査して、両方で改善すべきことがあれば両方で改善しよう、こういう申し合わせができております。現在のところ、北海道の具体的な事実については、労働組合側から私のほうに問題として提起がございせん。

○島本委員 この問題について団体交渉を全然いたしておりますか。

○山本(博)政府委員 この問題について団体交渉

をいたしております。

○島本委員 不当労働行為に対するいろいろな解釈があるわけですね。公正な団体交渉を阻害する行為、これがいわゆる不当労働行為である、こういうような解釈ももちろんあることは御存じのとおりです。公正な団体交渉を保障するのが団結権で、この団結権を阻害する行為をやったとする、当然不当労働行為といえる。この論議は末弘殿太郎博士の説であります。いまと同じようなことがやられていたのです。そして、これをどうしても聞かなければ、本省がこういうようなことを見のがすのであれば、これは裁判までいかなければならないのじやないか。公労委のほうにもうすでにこれが持ち出されているのじやないか。これをあなたが知らないということになると、これは少し勉強である。私はこれは残念なんです。しかし、こういうような点については、私のあとでやる田邊誠氏は斯界のオーソリティーですから、もっと徹底的にやってもいい、こういうふうに思います。いまの場合は、こういうような事態がある、しかしあなたが知らないといまおっしゃった。これはまことに重大だと私は思うのであります。そうならば、私は次から次とこう言わざるを得ないわけでございます。この問題について、やはり全然お知りになりませんか。

○山本(博)政府委員 先ほど私が申し上げましたように、北海道において労使間で紛争があるというところは存じております。しかし、その中身が、不当労働行為の問題として、労働組合と私のほうとでつくったルールの上に乗っかっておられないというのを申し上げたわけでございます。そういう事実があることは存じております。

○島本委員 これが、いま団体交渉じやなしに、公労委で事情聴取が行なわれておった、こういうようなことはもう現実の問題ですが、この点についてまだまだお知りになりませんか。

○山本(博)政府委員 北海道の地方調停委員会に提訴されております。それにかかっているその内容

容は、具体的な人事を、発令になったものを撤回するようにということにかかっているということに承知いたしております。

○島本委員 そのことはお知りになっておられるようです。それであるならば、一つ一つその問題について、不当労働行為に類するものが一つ、それから強制配転、これはもう善良なる慣行を無視したものであると思われる点がまず一つ、この二つがもう現実の問題としてあるのです。望ましくないことは、だけれども、やっぱりやらざるを得ないことはまことに残念であります。

と申しますのは、こで五十四歳になる人で中本幸治郎という事務官がございします。胆振の千歳の郵便局であって、羽田から飛行機で行って北海道へおるあの局であって、新築されたばかりです。あの新築に対しては、われわれさえも一生懸命になってやった局ですよ。そういうような局に行っている局長が、一生懸命に成績をあげている五十四歳になるこの保険課の外務係の人を今度は郵便課の外務にそのまま移してしまつた。そして、その人は十二指腸かいようで通院中の者である。医者から入院さえもすめられていて人である。それでも一生懸命になって保険のほうでは成績をあげておるので、まあ、そっちの方面で一生懸命に従事したいという者、これが局長命令によって郵便課の外勤のほうに、これはもうすぐ移しかえられた。これはだれが見ても酷だ、こう言わざるを得ない。もう一人、上田豊治という人がございします。これは二十五歳になる事務官です。これはやはり千歳の局における貯金課の内務の内勤の人でありますけれども、今度は郵便課のほうに移された。特に、これはほかに希望をする人があるのに、しやにむにこの人を急遽指名した、こういうようなことのようにあります。これではやはり本人は不服であり、また、その本人は何か悪いことをするような人かと思つたら、逆に表彰されておるような人かあります。何のために、同意も得ないでこういうようなことを平気でやるようなことを認めておられるのか。それだけじやございませ

ん。いままでの慣行としては、以前いい慣行と思っ
ていた局なんです。ところが、いまの局長の前の
局長になってから、昭和四十二年あたりからまこ
とにここがおかしい局になって、こういうような
ことが続発するようになってきている。私はこれ
は善良なる慣行を無視したやり方だと思ふ。これ
はもう成績にいい影響を与えるわけはありません
。こういうようなことが行なわれておったとい
うことはもう御存じでしょうが、これだけじゃな
いのであります。

東室蘭の野崎鉄雄という四十四歳の事務官であ
ります。この人が昭和四十四年四月一日に貯金課
の外務から郵便課の外務に移された。しかし、こ
の人もまた募集成績優秀者であつて、四十三年度
の実績は、定額で二千三百三十万円、積み立てで
五千七百万円、こういうようにして十分に成績を
あげ、協力している人なんです。それを何のため
に郵便の外務へ移さなければならぬのか、進ん
で成績を下げなければならぬのか。こういうよ
うなやり方がおかしい。かてて加えて、心臓肥大
とぜんそくの持病さえある人なんです。自己の
ペースでやるとこのようになかなか成績があがる
人なんです。年輪的にも郵便の外務に耐えがたい
と思われ人なんです。こういうようなことを、
何の相談もなしに辞令一本やつて、おまえそうし
なさいと言ふのです。これが善良な慣行でしょ
うか。同じく小松清という四十五歳になる人、これ
も同日付ですが、東室蘭局です。この人も保険の
外務から郵便の外務に移されております。この人
も成績優秀者で局長賞を受けておられる。

どうもそういうような点を見ますと、やつてい
ることがわからぬのです。わかる人ならば話し
合つてもわかるはずなんです。何のために局長の
権威を誇示するようにして、辞令一本でおまえ行
けというようなことをやらなければならぬので
すか。そういうような実態があつたということ
をお知りにならぬのですか。そういうようなこと
は、ここだけではありません。まだまだあるん
です。もっとひどい例もあるんです。東室蘭に四名

あります。帯広に一名あります。紋別に七名あり
ます。それから、再びやらなかつた札幌中央
郵便局にもまた一件出てきておるんです。

一体、こういうようなことはどう思ひますか。
私は残念なんです。前に言つたように、これはあ
なたのほうでは、そのためにはつきり言つてある
んです。この郵人管九〇号の趣旨の徹底は大事で
あり、各種の会合で徹底させます、こう言つてお
るんです。前大臣もあなたも、不当労働行為とい
うようなことのないようにということを前から
言つておる。これは不当労働行為ではない。しか
しながら、この次にくるやつは不当労働行為類似
の行為なんです。そういうふうにしてみますと、
どうも私もはわからぬのです。あなたは、そう
いうふうにしてやりなさい、従業員と話し合ひの
上でやることは拒否しなさいというふうに言つて
あるんですか。どうも私はこういうようなことは
わからぬからいま聞くのですが、どうなんです

○山本博政府委員 一人一人の従業員の個別の
人事配転の中身をいろいろ申し上げますと、ブラ
イパシーに触れることもありますので、お答えは
一般論として申し上げざるを得ないかと思ひま
す。が、今回北海道で行ないました人事異動という
のは、いまおあげになりました局以外に非常にた
くさんの局が定例的に行なつた人事の一部でござ
います。

この人事は、その郵便局における過員と欠員の
調整あるいは各課相互間の士気の高揚のために、
古くは十年あるいは十五年と同じ職務に従事
している人を他の課の人と相互に入れかえる、あ
るいは、適性からいひまして、そういう方面に必
ずしも向いていないと思はれる人に新しい仕事を
やつて、その方面で仕事の勉強をせよというとい
うように、いろいろなものさしといひますか、人
事を行なうものさしを使つて行なつたことであり
まして、必ずしも北海道だけにあつた人事ではご
ざいませぬ。全国的に大体そういう方針で行なわ
れており、また、いまおあげになりました保険、

貯金から郵便の外務にかわるということも全国的
に相当数行なわれておりますし、北海道におきま
しても、今回こういうのが異例として行なわれて
いるのではなくて、過去何年間を見ましても、
貯金、保険の外務のほうから郵便のほうに移す、
郵便の外務のほうから貯金、保険の外務に移す、
あるいは共通部門から郵便部門に移し、あるいは
郵便部門から共通部門に移すというように、いろ
いろなケースがございまして、今回特別にそうい
う人事をしたというものではございませぬ。一般
的な例に従つて行なつたというふうに理解をいた
しております。

○島本委員 そこの問題なのであります。いいよ
うなことばかりあげてよこしておるが、現実の面
のしか見ないからいいところばかり見ている、こ
れが郵政行政です。それをただ信じ込んでいる。
こんなことでは、あなた、今後の郵政事業の運営
を的確にすることはできません。直接行つて調
べてきましたか。言っていることとやっているこ
との違い、自分の目で確かめましたか。郵政大臣
でさえも、前小林郵政大臣が特使を派遣してや
つてきた。その仙台郵政局からくる、またいろ
いろ官を通じてくる文書さえも的確でなかつた、その
ために大臣が特使を派遣した、こういうようなこ
とをやっているのに、同じようなことをやつた
ら、あなた、同じその文書を見て的確に行なわれ
ているものと信ずる、能吏というものはそういう
ものなんですか。私はどうも残念であります。

従来のあり方は、決して無理な問題じゃありま
せん。配置がえの際には、その行く先を明示して
了解をとる、これがいままでの長い歴史的なしき
りなんです。しかも、合意の上で行なつてきて
いるわけでありまして。さらに、勤務希望調査、こ
れも本人の希望も家庭事情も付して行なつてお
つたのであります。郵政局は、人事部長段階でこの
希望を把握して、希望を充足していく、こういう
ようなやり方をとつておつたのです。ところが、

この三月の二十四日を契機にして、当局のほうで
は、ただどここへ行け、こういうようなことを
やつて、理由も明示しない。本人の収入、健康、
生活環境、こういうようなものを考慮しないで、
ただ実施を強行する。これは本人も組合も当惑す
るのではありませんか。その後、は
なはだしいのに至つては、仕事をそのままするこ
とができないように机を持ち去つて、行かなけれ
ば処分をするぞ、こういうようなことを言つてい
るんです。いままでの慣行でりつぱにやつてきた
のが、今度はもう辞令一枚で、ただどここへ行
け、こういうようなことをやる、これでうまくい
くというように考えられるのは、私ども残念でし
ょうがありません。その大部分が組合の役員であ
り、組合の活動家です。

○山本博政府委員 率直に申し上げまして、人
事というのは、非常にたくさんの人間を異動させ
るのが常でございます。特別の場合には別として、
一般的には、こういう機会に行ないます人事とい
うのは、非常にたくさんの人を相手にいたしま
す。したがって、すべての人が必ず満足する
かどうか、やはり人事というものは、満足する人
もあれば、あるいは、多少みずから考えて不満で
あると思ふ方もあるだらうと思ひます。しかし、
管理者がこういう人事を行なうときに、これは先
ほど申し上げましたように、決して不当労働行為
にわたるような配慮を持つて人事を行なうとい
うことは、これはかねがね強く戒めていたところ
でございます。人事異動をする際の管理者も、お
そらくそういうことには決してたがうようなこと
はいたしておらないと思ひますので、それぞれの
責任において、自分の許された権限で行なつた人
事だと思ふのです。

ただ、ただいま御指摘になりましたように、組
合の役員その他についての片寄りがあるのではな
いかというお話がございましたが、私のほうで調

べましたのは、この数の中で組合の役員は九名ございいます。九名の中で、官庁勤務時間、官執勤務から交代制に移った者が五名おります。同時に、交代制勤務のほうから官執勤務に移った者が四名、したがって、必ずしも非常に片寄った内容の人事であるというようなことでなくて、それぞれ適当な年数がたつた者を往來させているということではないかというふうに理解をいたしました。

○島本委員 じゃ、この問題も調べて知っておられると思いますが、いかがですか。この東室蘭の野崎鉄雄という四十四歳の方、小松清という四十五歳の方、この人も——保険、貯金にいわゆる第二組合ができておる、しかしながら実情は、成績その他、二人にとうてい及ばない。そうして、おまえ成績優秀だから第二組合に入れと再三にわたって勧誘を受けた。それをこの人は断わってきた。ところが配転だ。これは一体何ですか。成績優秀なんですよ。第二組合に入れたというのを断わってこうなるんですよ。これは不当労働行為じゃないですか。こういうのは事実を知っていますか。

○山本(博)政府委員 ただいまお話がありました内容につきましては存じております。そういうことは、あるべきはずでもないと思ひますし、私どもはもう調査いたしておりますけれども、かねがねの指導からいまして、そういうことを管理者がしたというふうには信じられないようなことでございます。

○島本委員 信じられないことがあったらどうなりますか。

○山本(博)政府委員 具体的に調べなければ何とも申し上げられませんが、現在においては、私はそういうことはあり得ないと思っております。

○島本委員 あり得ないということは、私はあり得ないほうが望ましいと思ひながら、あつたから質問しているのです。それだけじゃありません。片岡徳一という三十六歳の赤平局につとめておられる人ですが、この人も、今度は保険の外務から

郵便の外務に移された。これも第二組合への勧誘を断わった。ところが、この人は班の会計または組長というところで、成績はぐっと上げています。上げていくのだけれども、全通の方針にまことに忠実な人である。こういうような人が郵便のほうにばんばん移されるのです。特に名前をあげましたから、よく調べてみてください。何のためにこういうようなことをして郵政の成績を下げなければならぬのですか。これは優秀な人ですよ。その場所にいる人への追従を許さないような成績をあげる人ですよ。まことに残念です。まだまだあります。

これはいままです私が言ったので、最近、三月二十四日を契機にして、一片の辞令によって上から申し渡しをする。その以前は、配置がえの際には、行く先を明示したりして了解をとって、そうして合意の上で行なうてきておる。これはうまくいっていった、文句も出なかつた。今度はそういうようなことを一切抜きにして、そうして、どこへ行く、こういう理由も明示しない。そうして、収入や健康や生活環境、こういうものを一切考慮しない、そうしてそのまま実施させて。急にこれが変わったということがわからないうことではないか、いかがですか、望ましくないことではないか、いかがですか。

○河本国務大臣 個々の問題はさておきまして、私は基本的にこういうふうな考へておるのです。つまり、郵政事業に従事する者は三十万以上おる、毎年何回か大幅な人事異動をやるわけですよ。もちろん、その対象になる何万人かの人たち全部満足いくような配置転換ができればいいんですけど、これは、しかし、中には過員、欠員を調整しなければならぬ場合もありましようし、やはり相当数の方々が不満だ、行きたくない、こういうふうなお考えの方もあろうかと思うのです。しかし、それを全部考慮いたしまして、それじゃ何もやらないということになりますと、郵政事業は進みません。ですから、ある程度の不満の方があっても、これは全体の仕事の推進のために納得

をしていただくというふうにお願ひをしなければならぬと思うのでございます。ただし、お話のように、その間、不当労働行為があるというふうなことは、厳に避けなければなりませんし、そういうことをしないようにということとはたびたび本省のほうからも通達をいたしまして、徹底しておるはずでございます。

○島本委員 特に東室蘭、札幌中央郵便局、千歳、帯広、赤平、紋別、ここにはいまのような顕著な例があるわけですよ。札幌中央郵便局を除いて、いままでは全部話し合いによってうまく運営してきていて、どこへ行く——いままですうまくやっていますところなのに、こういうふうにしてトラブルを生じさせるような方法に転換した、こういうのは私は望ましくないと思うのです。うまくいっていったらば、うまくいって郵政事業に挺身するようには鼓舞激励してやるのが一つのやり方じゃありませんか。こういうふうな、断層をつくるように、また、官側といわれる人たちは妙に自分がどこかに高くどまりたいように、また、もう少しやうていくと、第二組合というものがあつて、はつきり意に沿うようなことを認めておられる。こういうふうな、私もこう理解されるようなやり方では望ましくないのです。いまの浅見局長はもうすでに転勤が近い。道外異動を目前にしてこういうふうなことが頻発してきて。これはやはりみんなに疑われます。去年われわれも調査に行きました。その後はつきり直りました。ところが、こういうふうになつてまた出てきている。本省のほうでは、上がってきた文書だけ見ると、いいからこれは何も心配ない。しかし現実、下のほうに行ってみると、とてもないことになつていく。文書一本しか見ていないからこういうことになるのです。これが冷たい職場環境をつくり上げるのです。おそらくはもうこういうふうなことはあまりありません。私は山本局長は優秀な人だと思つておるのですが、現場を知らないで、上がってくるものばかりを信ずる。今後こ

のやり方をとるとするならば、これはあなたのために致命的な結果になる。これは労働行政の上から見ても望ましいことではないのです。そういうような点で、私はまことに残念であります。

こういうふうなことに對して、私は、少なくとも話し合いに応じてやうていく、病氣であつたり、また、その場に置いたほうがいいと思はれる人は進んで撤回してやつたつて郵政事業の品位が下がるようなことはいないじゃないですか。なぜ円満な職場環境をつくることを逡巡なさるのです。なぜ官側といわれる人はいばらなければならぬのか。郵政というものはそういうことをしなければ今後やれないのですか。そこが残念なんです。山本局長。

○山本(博)政府委員 基本的には、郵政事業というものは、管理者も従業員も全部一体になつて国民のために奉仕するというのは、これは当然のことでございます。その中においていろいろなトラブルがあることは望ましくないことは当然でございます。

ただ、一言申し上げさせていただきますのは、管理者は管理者としての責任というものの分野、従業員は従業員としての果たすべき分野というものが、やはりおのづからはずりしておるべきだと思ひます。したがって、具体的な個別的な人事というものをきめるその責任というものは、やはり管理者が最終的に責任を負うべきだと思ひます。たとえば、いま例にあげられました東室蘭の局なんかにおきまして、過去におきまして、労働組合側の了解を得ない人事の発令ができて、あるいは、その委員長の了解を全部とらなければ具体的な人事が組めない、こういう事例がかつてあつた局であります。私は、やはりそういう点においては、それぞれの持つべき責任というものををはつきりした上で、両者が侵してはならない、あるいは、なしてはならない、またお互いが十分意思疎通をしなければならぬ、そういうルールはちゃんと守つて、お互いの責任をそれぞれはつきりとさせてやうていくということが、基本

的には一番大事なことでないか、そういう意味で、人事の管理につきましてはやはり管理者の責任、しかし、いまおっしゃった点で、抜き打ち的に何らのあいさつもなしということではなくて、やはり事前に十分内命をいたしまして、そのときに十分本人に納得させるという努力は管理者としてすべきだと思います。

○島本委員 そのとおりです。私がいまこれを読んでもみますと、前のいい慣行でやっていった。この慣行をこうしていままでやっていったんです。というのは、岩間委員長です。この岩間委員長がこれで行って何もなかったのに、今度急に辞令一本でどこへ行くということになった。三月二十四日を契機にしてこれが強行されている。あなたはいま、全通の北海道本部の執行委員長の岩間委員長がこういうようなことをするといふんだということに賛成されたのです。むちゃじゃないじやありませんか。この配転の例がたぐさきございますが、むしろ、これはもう一回郵政当局で調べて、そしてこれが妥当であるのかないのか、無理であるのかないのか、どうしたらいいのか、これはあなたの目で確かめて、そしてこれを善処するようにしたほうが私はいいと思うのです。あなた自身、これをおやりになる意思がありますか。

○山本(博)政府委員 ちょっと誤解がございました。たよりです。一言つけ加えさせていただきますが、いま私が申し上げました内容におきまして、個別具体的な人事におきましては、それぞれ本人に前の日なりに十分内示をして、本人を激励して従来の労をねぎらうなどということは管理者として当然すべきだということを申し上げたのでございます。

それから、いまおっしゃった内容につきまして、先ほど申し上げましたように、労働組合との間に不当労働行為問題についての解決のルールというものを設定してございますので、その中で労働組合とよく話をしていきたいと思っております。

○島本委員 いいことはいいで、いいんです。労働組合の委員長もそういうことを考えているのか

ら、あなたと一致したからといって言い直さなくてもいいのです。いいことはいいのです。こういうようなことから冷酷な職場環境をつくってはならない、こういうふうな思いです。現在それが出ているから、こういうようなことは二葉でこれをつめばよろしい。それで、かつては大船渡などに對してはそういうふうな例もある。しかしながらその後直ったというところはまことにけっこうです。しかし大臣、まだこういうようなことがあるのです。いま言った調書がここにありません。はたしてこの配転が私が言ったような状態で処理が行なわれたものかどうか、郵政当局が考えているように、これは妥当に行なわれたものであるかどうか、これはひとつお調べ願いたいと思っております。これがもうまさに郵政事業の運営のための根幹をなすことですから、これは考えないといけないと思っております。大臣、お調べ願いたいのです。御意思を承りたいと思っております。

○河本國務大臣 先ほど申し上げましたように、毎年何万人かの人事異動があるわけでございまして、ほとんど全部の方々は新しい職場に熱情を持って赴任される、そういうふうになっておると思うのです。しかし、ごく一部の人は不満足な方もわずかながらあるのではないかと思います。これはやはりある程度のことではしんぼうしていただかなければならぬと思っております。全部が全部喜ぶ、こういうことは、なかなか言い得べくしてできないことだと思っております。

それから、先ほど局長から管理者としての責任というものを申し上げましたが、そういう点もひとつ御理解いただきたいと思います。ただし、かねがね不当労働行為があつてはいけないということとを念を押して通達しておりますので、御指摘のような事実があつたかどうかということにつきましては、よく調べさせていただきます。

○島本委員 調べてもらいたいと思っております。それで、局長に一つだけ私は御忠告申し上げておきたい。それは、いままでのように、私どもで調べた

データによりますと、必ず本人は不満である、満ち足りておられない。しかし、あなたのほうに來ている文書によりますと、これは問題はない、りっぱな人事である、こう思われているようです。そうすると、個々の事態とあなたのほうに上がつてくる文書、こういうようなものはどうも違っているように思われる、今後そういうようなことがあつては困る、こういうふうには私は思ふわけなんです。当然官側としては下部の幹部を信頼される。私は悪いとは言わない。そのとおりでいいのです。しかし、それがうそであるかどうかをはっきりさせた上で信頼してほしいのです。前の大船渡の例もあり、大臣の特使を派遣せざるを得ないような事態もあつた。郵政局から來た文書はそうじゃなかったでしょう。そういうような例もあつた。だから、部下を信頼するのはいい。しかしながら、信頼するのあまり、うそも含めて信頼するやうなことであつたならばこれはだめです。ぞと言っているのです。ですから、十分あなたの目で確かめて、そしてこれを善処しておいてもらいたい。これが今後のあなたのとるべき道の一つだと思ふのですが、無理ですか。

○山本(博)政府委員 うその報告かどうか、それはたてまえといたしまして、先ほどお話がありましたように、私は下部の機関の管理者を信用するというのが、たてまえでございます。しかし、現実の問題として、個々の報告が上がつてきたときに、いろいろな欠点あるいは間違いないとは、必ずしもはつきり言えませんが、思ひますので、そういう点については、十分注意していきたいと思ひます。

○森本委員 関連して。

いま、大臣も調査せられる、こういうふうには言われたわけですが、私は人事局長の山本君についても信頼はいたしておりますけれども、いまの答弁を聞いておると、少し理想主義者ではないかという点が言えると思ひます。確かに、答弁の内容そのものについては、私はちっとも悪い内容ではないと思う。しかし、先ほど島本君も言っ

ておられるように、その実態というものをよく知ってからもを言ってもらいたい。私もこの実態については知りません。前提がわからぬで聞いているわけですが、しかし、一つ二つ例をとってみると、たとえば保険なり貯金の外勤の優遇者なり成績のいい者が郵便の外勤のほうに回るといふことは、その局内によほど特異な情勢がない限りにおいては、これはやらぬのが常識であります。貯金局長や保険局長、郵務局長に答弁をさせたら、おそらくそういう答弁をすると思ひます。だから、その一点だけを考えましても、組合側がおかしいということになれば、ある程度調べるというふうなことがあつていいと思ひます。それが著しく——そういうことはあつてはなりませんけれども、これは保険のほうにおつても全然見込みがない、からだは非常にじょうぶである。それなら郵便のほうの外勤に回つてもらつたほうがいいんじゃないかということも、場合によつてはあり得ると思ひます。しかし、保険なり貯金のほうにおつて成績が非常によろしい。その人は五十三にもなつておる、相当の年齢である、貯金、保険の募集ならばかなりできるけれども、郵便の外勤はなかなかむずかしいというやうな内容であつた場合には、これはちよつとおかしいということ、やはり調べてみる必要があるんじゃないか。

だから、いまの人事局長が答弁をせられておる内容について、私はそれを全部否定しようとも考へておりませんが、しかし、島本君が質問をしておる内容が事実であつたならば、これは管理者としては相当反省しなければならぬ。公正なるべき配置転換というものを、要するに組合運動の抑圧という形において使つていくことが事実であつたとするならば、私はおかしいと思ふ。だから、そういう点について、事実かどうかということについては、いまいろいろ例をあげておるわけでありまして、大臣も言われましたように、こういう内容については、やはりいさ少し詳細に調査をしてから確信のある答弁をしていただきたい。私

がちよつと聞いておりましたも、保険なり貯金の成績のいい者が郵便の外勤に回るということは、郵政事業に携わっておる者の常識からするならば、はつきりいって、おかしいと思うのですよ。その人が貯金なり保険なりにおつても、貯金なり保険というもののセールスはなかなかむずかしい、しかもこの人はまだ若い身空である、そういう場合には郵便の外勤に回つてもらつたほうがよろしいというなら、ある程度の理屈は私はわかる。しかし、五十も過ぎておる、からだもあまりよくない、しかし、一方貯金なり保険の成績はよろしい、そういう者を好きこのんで郵便の外勤に回すということは、私は郵政事業の見地からいってもおかしいと思う。

そういう点で、いずれにいたしましても、理想に燃えるのはけつこうであるけれども、理想と現実とは違つて、場合によつては現実というものは見抜けぬ場合もあり得るわけです。だから、そういう点について率直に調査をしてもらいたい。

〔加藤(六)委員長代理退席、小淵委員長代理着席〕

そして、この調査の結果、確信のある答弁でございましたならば、われわれもまたもう一べん調査をして質問をする、こういうことでありますので、せつかく大臣もそういうふうに言われたい、こう思ふので、早急に私は御調査をお願いしたい、こう思ふわけでありまして、人事局長の答弁を重ねて私は聞いておきたいと思う。

○山本(博)政府委員 ただいま御指摘になりました内容についても、私のほうに現在調査はいたしてございます。完全だとは言えないかもしれせんけれども、大体のところは調査してございまして、貯金なり保険の優績者あるいは貯金や保険に非常に成績のいい人というのは、実はこの中にございせん。組合のほうでは成績のいい人というふうにあつておりますけれども、私のほうで調べましたのでは、成績が優秀だという人はおりません。

これはまた、それだけの要素ではなくて、郵便

局の中では過欠の問題、あるいは長年同一勤務にある者、あるいは郵便課のほうにいて貯金、保険にさらに能力のありそうな者、いろいろな適性、そういうようなものを総合的に勘案して人事を行なつたというところで、個別の一部分だけ取り出しますと、必ずしも全部納得できるという分野でないものもあるかもしれせんが、総合的に見ると、その郵便局の管理者が私たちの全部網羅できない判断というものでしたのではないかと現在考えております。

しかし、先ほど大臣が申しましたように、個々の従業員にとつてはいろいろ不満もあると思ひますので、この点につきましては、管理者がその人たちの状況というものについてさらに一そう的確な事情を聞いたり、あるいはそういう事情を把握したりということについては、なお指導はしていきたいと思ひます。

なお、調査につきまして足りない部分もないとはいへませんので、さらに具体的に調査をすることにいたしたいと思ひます。

○島本委員 せつかく先輩の森本委員が締めくくりに的をやつてくれたから私は次に移りたいと思つていたのですが、いまあなたは少し不穏当なことを言いましたよ。必ずしもその人は優秀な人じゃないと言つた。優績者であり、表彰を受けておる人が優秀な人じゃない。優秀な人じゃないなら、なぜ表彰するのですか。現に、野崎鉄雄さんという人、東室蘭の人、郵便課にかえられた人、この人の場合には、募集優績者として、四十三年度の実績、これさえもはつきりしているじゃありませんか。これが優秀でないのだ。じゃ、その理由を聞かしてください。これだけ私が言つたのはうそですか。四十三年度の実績、定額二千三百三十万円、積み立て五千七百万円、これは成績優秀な人である。そして表彰さへ受けておる——そのほかにいろいろと表彰されている人を私も言つてあるのですが、この人たちが優秀じゃないんだというならば、私はあなたにうそを言つてゐることになるのです。優秀じゃないですか。

○山本(博)政府委員 私は一人一人の人につきましては、本人のプライバシーにも関しますのであるまじこまかいことを申し上げませんで、一般論として申し上げました。この人一人をとつてみますと、四十二年、四十三年、いずれも局の中の成績は約半ばのところにおります。また、この成績だけでなくて、実は課内全体の協調の問題、あるいは周囲との折り合いの問題、その他いろいろな問題を判断して人事を行なつたというふうな私どもには報告が参つております。

○島本委員 何も知らないと言ひながら、全部知つてゐるじゃありませんか。

じゃ、知らないと言ひながらのほうですか。

○山本(博)政府委員 私が知らないと言ひ上げましたのは、不当労働行為だということの上がつてきておるといふことについては、組合からのそういう問題の提起がございせんので、個別人事としては存じまじせんといふことを申し上げたわけでありま。

○森本委員 関連。

それならば貯金局長にお尋ねしますが、定額、積み立ての大体平均の募集要領というものは幾らになつておるのですか。いま島本君が具体的な数字を出しておるわけですから、それと比べたらすぐわかるのです。——貯金局長、来ておるだらう、言うてあつたから。

○鶴岡政府委員 全国平均で、四十二年度におきまして定額は三千万円でございまして、積み立てが九千万でございまして。

〔九十萬——それじゃ五千七百万であれば相当優秀ではありませんか〕「またあとで単位が一けた違いますなんて言うなよ」と呼ぶ者あり。

○島本委員 この問題については、じゃあとでゆつくり調べて、私のほうも調べますから、そういうふうにして、森本靖さんに対しても、はつきり調べた上で答弁してもらいたいと思ひます。ただ、不当労働行為に類することはないとあな

たは言つたから、こうだと言つた。じゃ私はここではつきり読み上げますから、これが間違ひであるかどうか、十分調査してもらいたい。

栗山郵便局における庶務会計課長の不当労働行為

昭和四十四年一月十六日午後六時十五分ごろ、栗山郵便局加藤留吉課長が、全通の分会長である西村一男君を栗山町三区の幸寿司二階で話をしたことです。

加藤課長 西村君、君は勇気がないね。

西村 どうして、勇気とは何の意味です。

課長 西岡君は勇気をもつて組合をおりたのに、勇気とは組合役員をすぐやめることです。いまの君は大事な年令にある。中川主任は口先だけだし、花田主任は一方的にものをきめ、統率力なし、木村主任は全然駄目、残るは君だ、但し、二月二十八日まで全通をやめないと駄目だよ、二、三年後の主事の人事については、この二月末日で決めるもので、現湯浅労働主事もその通り、友成は別格でいま郵政局のテスト・ケースで行動、その他は十分監視し、毎月郵政局へ報告している訳で、勇気をもつて組合役員よりおりなさいと主事にはなれません。

西村 全国大会も行って来ており、書記長も不在だし、同志を裏切る訳にはゆかず、その内に考えますし、分会大会のいきさつから、引きおりはむづかしい。

課長 三月の春闘に入つておりても駄目です、今すぐ勇気をもちなさい。

西村 まあそのうちに考えます。

こういうような会話がかわされておる。これは本人の言でありますから、これは間違ひなし。これが不当労働行為類似じゃないかということは、あなたは断言できますか。不当労働行為不当労働行為というからこれも言うんです。

まだあるのです。苦小牧郵便局の事件です。

苦小牧郵便局は、次長とか副課長の配置がいけれども、二月中旬から次長に人管課長補佐である石川を配置をした。さらに郵便課の副課

長に郵政の吉川という係長と、かの島という二人の係長を配置をいたしました。この人達は兼務発令で、期間は当分の間ということですが、そしてこの三人は監視労働をしている訳ですが、四月五日に、いわゆる同志会

これは第二組合に類する会合です。

のうち七名を虎杖浜という所の温泉ホテルに連れて行って（同行したのは若小牧郵便局長、臨時に配置されている石川次長と、かの島という臨時の郵便課長の三人であった）郵便業務の研究會というふうな言っているが、郵便課長が行っていないとかいうことで満足に研究會をやった形跡はありません。そこへ行って酒食を供應している訳です。このことの狙いは、この人達を中心にして、全通脱退、二組づくりをやるうとした意図だと思われまふ。

こういう例が一つある。

第三番目に、函館東郵便局の法内超勤問題がある。これはひどい。

二月十五日三六協定がなかった時に法内超勤を命令されました。それに対して、保険課外勤主事の林正治さん及び保険内勤主事の山本武雄さんの両名がこれを拒否したところ、その後、再三にわたって始末書の提出を求めてきました。二人は二月二十二日に始末書を出しましたところ四月二十六日にいたって、注意処分を発令した訳であります。三六協定のない時に法内超勤を命じ処分するというのはきわめて不当であります。こういうおどかしをやって、管理者というものは何でもできるのだということ徹底的に職場の中に吹きこもっている一例であります。

これも人の言です。特に名前を言わないだけです。

次は、留萌郵便局の例です。

留萌郵便局で全通脱退、郵務結成がありました。局長が全通脱退の声明書を書き、庶務課の脱退するものに対して前もって揭示用に清書をさせた。

これは会合に出た人が聞いたとか、こういうことがあったんだとか、こういうような証言があったものでありません。

四月九日午後五時十五分頃、庶務會計課主任以上の会議が局長室で開かれた。内容は目標管理、通信記念日行事についてだが、その後、局長から春闘情勢について話があり、全員がいる前で「おい、もつときちんとせよ、実証がない状態では主任としての資格がない、全員に十五日開催の職場大会には組合が何を言うのか聞き、反論せよ」と言った。

この後、庶務會計事務室にいた組合員を田口正司庶務主事が局長室に連れこみ、「君、態度で示してくれ」と次のようなやり取りをした。

○局長の言った実証とはどういう意味か。

田口 口先や態度でなく、証拠に残るものでなければ駄目だ、全通脱退、全郵政加盟届けを書くべきだ。

○家に帰り考えてみたい。

田口 今すぐ書いてもらいたい

○みんな出しているのか

田口 みんな出している。もし出さなければ、主任を降格させて、他に配置がえになるだろうといわれ、全通脱退、全郵政加盟届けの二枚を書いて渡した。

田口 誰れにも見せないで、自分で保管しておくといった。

おそらくこれが不当労働行為でなくて何ですか。大臣、これもよく聞いておいてください。そして、そのほか「釧路郵便局の次長の問題」もあります。特にこれは時間の関係で省略いたします。

こういうようなことが平気でやられて、この責任者である局長、あなたはこの不当労働行為類似のものがないとおっしゃっている。いま私のもとにはちゃんと本人からのものが来ている。これなんです。もう少し具体的に調べなさい。そして、来たならば、あなた、自分の目で、いかに部下が

かわいくとも、それをまるのみ信ずるのではなくて、常識的に手を入れるものは入れ、調査するのはしてから信じたらどうですか。下部でこういうようなことがやられている。知らないのはあなただけじゃありませんか。そして堂々とこの場所、議事録にも載っている。不当労働行為はないと言ったから、いま読んだ。大臣、聞いておいてください。こういうようなことで円満な郵政行政の遂行ができますか。まことに残念です。

これに対して十分調査し、後刻、返答をもらいたい。確約できますか。

○山本(博)政府委員 いまお読みになったこと全部について存じておりません。部分部分について知っている点もございますから、おっしゃるとおりですと言ふのは、非常に間違いだと思ひます。したがって、現実どういふ実態であるかということ、いまあげられました内容について調べてみたいと思ひます。

なお、先ほど繰り返し申し上げましたけれども、不当労働行為というものが現実起こった場合は、組合のほうから私のほうへ話を提起しまして、それを両者で努力をして改善しようというルールがございますので、私のほうからも、いまおあげになりました内容について、組合のほうに素材として提供しまして、両者でしばらくの間は話し合いを進めていくというふうにさせていたいただきたいと思ひます。

○島本委員 簡易生命保険法の一部を改正する法律案について、特に下部ではこれに従事する人がこういう状態にあるということで、これはまことに重要な問題である、こういうようなことで注意を喚起いたしました。いかに法律をりっぱに通し、いかにりっぱな法律をつくっても、下部でこういうような実態がもし行なわれているというようなことになるれば、円満な郵政事業の遂行には私は不安を感じます。こういうようなことがないように、今後十分気を付けてこの行政の運営に当たってほしい、このことを特に大臣にお願いしておきたいと思ひますが、大臣、聞く耳持ちま

せんか。

○河本國務大臣 不当労働行為があった場合には、先ほど局長が申し上げましたように、これまでは処理のしかたに一定のルールがあるようです。ですから、省側と組合側と一回よく話し合つてみたいと思ひます。

○島本委員 終わります。

○小淵委員長代理 田邊誠君。

○田邊委員 いま島本委員から、実際に仕事をする郵政省の職員員の労働条件の問題、労使間の問題に対していろいろ質問がありました。私は簡潔に、それに引き続いた問題と、またそれ以外の東京をはじめとする過密都市の現在の業務の状態、これを通じて、いま審議をいたしております簡易生命保険法の一部を改正する法律の中で新しく傷害特約や、あるいはまた最高限の引き上げや、そういった新しい業務、さらに業務量の増大を来たすという中で、はたして国民にサービスを与えるような円滑な業務の運営ができるかということに關連をして、ひとつ端的な質問をいたしたいと思ひます。

まず、大臣にお伺いしたいのですが、いま申し上げたような私の観点から、何と云つても、労使間が円滑になつていくことが業務の遂行上非常に肝要なことは御案内のとおりであります。郵政省にありまふ最大の組合は全通の組合であります。つい最近の郵政省と全通との労使間というのは、いろいろ長い歴史がありますけれども、その歴史や慣行、あるいはまたいろいろな問題を通じて現在まで来つたっているわけですが、最近においては、この労使間が円滑にいつていると大臣はお考えでございますか。

○河本國務大臣 個々の問題は若干あるかと思ひますが、全体的に見た場合はうまいといつていいと思ひます。

○田邊委員 それは、ただ単に本省と全通本部という、いわばトップといひましようか、そういうところだけでうまくいっているというのではなくて、これは何といつても数の多い郵政職員であり、

一面、また労働組合員であるわけですから、下部といえども、各現場を通ずる局所においても、個々の問題は別として、総合的に見た場合にはやはり円滑にいておる、こういうふうな判断でございますか。

○河本国務大臣 地方の問題につきましては、先ほどの北海道などで若干部分的な問題があるようでございますが、しかし北海道でも、全般的に見た場合にはうまくいっている、かように考えております。

○田邊委員 人事局長、いまいろいろ具体的な問題を通じてあなたの考え方を披瀝されたわけでありまして、何と云っても、たいへんな職員をかかえている省でありますから、いま大臣の答えを受けて、労使間の円滑な成り立ちというのが必要だということは言わずもがなであります。そういう観点で郵政省はそれぞれ指導され、方針を打ち立てられていると思っておりますが、郵政省の労務対策、労務管理、この方針は従前と比べて変わりはなく、こういうようにあなたはお考えでございますか。

○山本(博)政府委員 いまお話がありましたように、郵政省と全通労組との間に長い経緯がございますが、率直に申し上げますと、力関係といえますか、そういうものが長い間あったことは御承知のとおりでございますが、現状におきましては、やはり逐年両者の間の関係というものは改善され、正常化されつつある、また、郵政省自身の方針というものは従来から変化がない、やはり一つの基本的な両者の間の関係というものを正常化して、それを軸にして業務運行をやっている、こういう考えには変わりありません。

○田邊委員 そこで、先ほど島本委員が指摘いたしましたいわゆる不当労働行為に属すること、正常な労使間の運営というものを阻害するような事実が問々あったことは、私もしばしば当委員会やその他の委員会において指摘をいたしてきたのであります。最も顕著な例は、不当労働行為に属して郵政大臣が全通の委員長に対して謝罪文を書く

という具体的な事実があったのでありまして、全然なかったとは断じて言い切れないという過去の例があるわけでありまして、そういう紆余曲折がありまして、さらに、下部末端においてその種のものが起こってはならない、こういうことが強く指摘をされてきたことは御案内のとおりでありまして、先ほど指摘の郵人管九〇号もその一環として下部に通過をされたのであります。

ところが、この下部への徹底を非常に欠いております。ただ単に、文書を当時流した郵政局あるいは郵政監察局が三局であったということだけではなくて、下部に対する徹底を欠いておったことはもう疑いのない事実であります。そういう中で、北海道やその他における不当労働行為に類するような事実が起こりつつあることは御案内のとおりであります。これを受けて、国会の論議を通じて、あるいは労使間のいろいろな交渉等を通じて、郵政省は新しく昨年の四月二十二日に郵人管七五号を発しておるはずであります。これは九〇号をさらに確認するということ意味も含めて労使間の正常な関係を確立する、不当労働行為はやらぬ、こういうことをかく下部が守つてもらうという通達だろうと私は思うのでありますが、この郵人管七五号という再度出されたところの通達が下部末端にまで徹底をしているというように人事局長はお考えですか。

○山本(博)政府委員 これは公報に載せまして、どここの郵便局にもこの管理者にも全部、あるいは一般の従業員の目にも触れるように措置をしたわけでありまして、また、その後いろいろな訓練あるいは会合というときにも、こういうことにつきましては周知徹底をはかっておるはずでございます。万が一にもという話でありましたら、そこまでは申し上げかねますが、私の考えとしては、徹底しておるというふうに考えております。

○田邊委員 あなたの認識が誤りでなければ私どももたいへん幸いだと思うのです。しかし、先ほどの話にありましたとおり、非常にそれに類する疑わしい事実が起こりつつある。こういうことに

対して私どもは非常に悲しく思うわけです。また、大臣も、業務の円滑な運行をはかるためにこの種のことが起こってはならないというお考えだろうと思うのです。

そこで、いま具体的に提起をされたのは札幌郵政局管内であります。札幌郵政局の問題は、実は昨年私どもがあるあなた方と討議をいたしたところでありまして、この札幌郵政局においては再びこれに類するような事実が起こっております。私はこれはゆえなしとしないのであります。たとえその事実が私どもの言うこととあなたの答弁されることと幾らかの違いがあつても、私は、それに類するようなことがここに提起をされるということ自身、大きな問題があるんじゃないかと思うのです。しかも、その札幌郵政局におけるこれらの問題が起つてきておるというものは根深いものなのです。そしてさらに、浅見という郵政局長が着任をされてから特にこのことが実は顕著になつてきた、その顕著な例として惹起されておる、こういう事実も決して無視できないと思うのであります。

浅見局長については、ここでもつておるお話を申し上げる時間的余裕もございません。しかし、私は昨年来申し上げてまいりましたけれども、きわめて奇をてらつたやり方をしておる局長であることは、これはもうおわかりのとおりであります。しかし、札幌郵政局の業務方針、いわゆる黄達、青達と称して、何か意識革命をやリ、経営目標を立ててやるという行き方、自分は社長であり、そしてまた局長は支店長であり社員であるというやうな、あえて何かそういう奇をてらつたやうなやり方というものが、はたして何十年となく流れてきた通信事業、郵政事業といったものの流れと、そしてまた、これから先のいろいろな事業を国民を相手にやるというふうな事業体から見ても、私は決して好ましいことではないと思うのであります。そういう形でもって、この浅見局長の方針というものの非常に大きな危険なものの、非常に大きな落とし穴、そういうものがある

んじゃないかと私は実は考えておるわけでありまして、けれども、昨年の指摘後において、私はこの人の性格まで変えよとは言いませんけれども、そういった新しいものを何かねらつたやうなそういうものが平地に波乱を呼び、こういう問題を引き起こす要因ではないかと私は判断をいたすのですが、私の考え方が間違つておるのでしょうか。

さらにまた、あなた方が国会の委員会におけるところのこの種の質問等を通じて、その後見ている札幌郵政局の業務方針、浅見局長の方針というものに完すべきものであり、あるいはまた、たいへん推奨すべきものである——曾山郵政局長がおいでであります、当時の郵務局長は、この種のことはたいへんけつこうなことだと、郵政省も応援するような談話を発表しておるわけでありまして、けれども、そういう形をあなた方はその後認めて、これを推挽をし、推進をするやうな立場をとっておるのか、あるいはまた、その中におけるいろいろな面における危険な要素、いろいろな面におけるところのチェックしなければならぬやうな要因がその中にある、こういうふうに認めて、これに対してあなた方は注目して幾らかの指導をやつてきたのか、その辺に対してお答えをいただきたいと思ひます。郵務局長からお答え願ひたいと思ひます。

○清呂木政府委員 ただいま御質問になりました黄達、青達の問題についてお答え申し上げます。御承知のように、われわれ郵政省で行なっている事業については、とかく役人的な、親方日の丸的な仕事になりやすいものであります。こういうことに着目しまして、札幌の郵政局長がいわゆる親方日の丸の、役人的でない新しい事業管理というものを考えて、それを一つの例として、自分支社長、郵便局長は支店長であるといった気持ちでもって事業を運営することが国民に対するサービスの向上につながるというふうに考えておるの通達を出したというふうに承つております。それから、なおあそこで非常に問題になりまし

たのは、目標管理ということばを相当使っております。これも最近の経営的な面で、一般会社等でも目標管理ということが非常に重要視されて、それを浅見局長が郵政事業の中にも取り入れてみたというところで、そういう考え方のものと目標管理というものを掲げたわけでございます。したがって、あの黄道、青道によつていままやうな郵政省の事業に大きく変革を来したというところではなく、一つの考え方、そういうものに新しいものを吹き込もうということでもって出したというふう聞いておりますので、その出した形式ということについては、本省としては、あれでいいのではないかとこのように考えております。

○曾山政府委員 ただいま官房長からお答えしたとおりでありますので、つけ加えることもございせんが、私の名前の御指摘がございましたので発言させていただきます。

私は絶えず申し上げることでございますが、やはり業務の遂行にとりましてきわめて大事なことは、人事管理と業務管理の二つが柱であるということをお願いいたします。業務管理の面におきまして、いろいろ時世の移り変わりに従ひまして、世間のいろいろな経営管理の新しい手法、新しい意識等につきまして関心を持つということは当然でございます。そういった意味において、浅見局長がとっておりますところの手法並びに職員意識の転換等につきましては、私自身は妥当なものと考へまして、本人の行き方につきましては賛成をしております。

○河本國務大臣 私に対する直接のお尋ねではございせんが、役人の仕事のしかたについてのお話がございましたので、私の考え方を簡単に申し上げます。

私はずっと役人の仕事を見ておりまして、何もやらないタイプ——失敗をおそれるのあまり何もやらない、あるいはまた、自分の能力のほどを考へて何もやらないタイプと、多少失敗があつても、とにかく前進をはかつていこうという非常に

積極的なタイプと、二つあると思うのですが、私は何もやらないということではよろしくないと思ひます。やはり多少の失敗が起こらうとも、そういうことをおそれないで積極的に前進をやつていくということではなければならぬと思ひます。

そういう原則論に立つて考えました場合に、札幌の局でいろいろ新しい考え方に立つて前向きで仕事をしてくいというところは、これはもうけつこうなことだと思ひます。

○田邊委員 大臣、あなたも少し勉強されてから私は答弁してもらいたいと思ひます。私も、郵政省の管理者なり職員が創造性を持つていけないということはおもひます。独創性を発揮することについても私は賛成であります。そういう意味で、事業の伸展に寄与することについては、私もノーと言ひません。しかし、それには当然付随するものがあるはずなんです。当然、職員がそれに対して一致協力をしてこれに当たるといふ、こういう体制がなければならぬと思ひます。それが大前提だろふと思ひます。

さっきの大臣の御答弁の中でもそういうことがあつたと思ひます。ところが、一方において不当労働行為に類するものが続々として起こつておる、そういう事態の中で奇をてらつたようなさういふことは、いま大臣の答弁されたような、いわゆる進歩性、創造性というものに実は私は必ずしも一致するものではないと思ひます。これは、浅見局長の業務方針というものがあつたのいまおしやつたような形に即応したものであれば、私はここであえて取り上げやしない。しかし、一方において、これは業務管理よりも業務管理を優先するといったようなさういふ方針であります。

現に、石狩深川という局において、業務研究会の中においてその課題として、業務管理よりも業務管理を優先する、こういう課題を掲げておる。さつき郵政局長の業務管理と労務管理が並行して行なわれなければならないことは、そのとおりだろふと思ひます。ところがさうでない。す

べて労務管理を第一に考える。いわゆる端的にいはば、労働組合に対する弾圧を考え、いわゆる分裂工作を考え、不当労働行為をあえてして、そういうように痛めつけておいて、事業のサービスの向上なんというものはあり得ない、私はこのように思ひます。あなたは一面だけさう見られて、何かそのような発想のしかたが適切なような錯覚をお持ちでありますけれども、もう一度勉強して出直してきてもらいたいと思ひます。

私はそのことに対してあえて論争をこれからいともうと思ひません。しかし、労務管理体制の点検という札幌郵政局が当時出したこれを見て、管理者に対しても非常に締めつけを行なつてい

「小淵委員長代理退席、委員長着席」

いろいろな面において郵政局の意に沿わないようなことをやつたときには、怠慢をした場合には、労務関係はいわば非常にゆかにしておつたやうな場合は貴官の責任を問うとまで、実ははいくちを突きつけている。一方においてさういふおかしなことをしたり、どうかつをしたり、そういう中にもつていわゆるサービス精神をうたつても、いま大臣の言われるような形にならない、私はこのように思ひます。ひとつこの点について、私はあらためてまた当委員会なり他の委員会においてあなたと論争いたそうと思ひますから、きょうはそのことであえて触れません。さういふことをよくお考えをいたして今後に対処してもらいたいと思ひます。

さて、そこで人事局長、昨年来札幌郵政局に起こつたいろいろな問題がありました。その中にはあなた方が調べて適当でないというものもあつたはずであります。適当な言動でないと思はれた管理者もあつたはずであります。これに対して一体どう処置をされましたか。

○山本(博)政府委員 全部ここでお答えするほど記憶が正確でございせんので、内容等適当でないと思はれるものは郵政局を通して注意をし、将来にわたつての指導をいたしておりま

す。

○田邊委員 何件くらいありましたか。

○山本(博)政府委員 いま件数はつきり——後ほど調べてから御連絡いたしますが、いま記憶いたしますのは、さしむき私の覚えておりますのは深川局の件、一件でございます。

○田邊委員 大臣、そういう事実があつたのでございませぬ。私も実は石狩深川の局へ行つて、まことにけしからぬ管理者がいてと思ひつておつたのでありますが、いまも御報告があつたとおりでございまして、さういふ管理者、さういふ事犯があつたことは、これは疑いない事実なんでありませぬ。したがつて、前車の轍を踏まずという気持ちで島本委員からの質問が本日あつた。さういふ状態の中で業務の正常な運行はできませんよ。

そこで私は、重複を避けますので、つい最近、北海道におけるいろいろな不当労働行為に類すること、あるいは強制配置転換に類すること、こういったことが続発をいたしておるわけでありませぬけれども、島本委員が指摘をされた具体的な事実を除きまして、紋別という局において強制配置転換が七人起つたといわれておるのであります。これは札幌調停委員会に対してあつせんんの申請をいたしてゐるのであります。この七人に対して、あなたの方ほうで調べになつた限りにおいては、これはまことに妥当な配転だというようにあなたはお考へでありますか。

○山本(博)政府委員 これは管理者がそれぞれの責任において妥当と思つて発令した人事でございませぬので、私のほうも妥当だと思ひます。

○田邊委員 この配置転換をやられる場合には、当然その当事者の本人に対して事前に通知をされ、さうして納得を得るというところになるわけでありませぬ。これはさつき島本委員の質問に対する大臣の答弁で明らかにしたとおりでございまして、不満があつても納得してもらう、こういうように大臣はお答へになつたはずでありますから、大臣のおこたばを受けて私は質問をいたした

だけれども、ひとつ、その後の状態についてお調べをいただきたいのであります。これは、私も聞いておるだけですべてを判断しようとは思いませんけれども、あなたのほうでもお調べをいただきたいのです。その中でやはり無理な配置転換があり、その後の状態というものがさらに悪くなっている、こういうことが判明をいたしました場合には、これはいさぎよくこの問題に対してはさらに再検討される、こういうことが必要ではないかと思うのであります、そういう観点でひとつお答えをいただきたいのであります。

○山本(博)政府委員 私のほうも完全な調査というわけじゃございませんので、おそらく現場の管理者がこういう判断をするときには十分資料として活用したと思えますけれども、念のため、なお私のほうでも一度調べてみたいと思えます。

なお、調べまして、ほんとうにこういう客観的な病状というふうなものがはつきりしましたときには、その際十分考えてみたいと思えます。

○田邊委員 この種のことに対してあなたのほうは、組合と交渉なり話し合いというものはいたしておるわけですか。人事権を振り回して、これは人事のことだから一切交渉に応じないというところでございいますか。ひとつこの点に対してはいま一度お答えいただきたいと思えます。

○山本(博)政府委員 これはたてまえといたしまして、個別の人事というものを団体交渉にするということはいたしておりませんし、これはどこでもいたしておりません。ただ、本省、本部間におきましては、必ずしも団体交渉ということではなくて、具体的な事例がありましたらどういう問題でも話し合いには応じております。

○田邊委員 その方式を下部でもやはり従前やってきましたと思うのです。いままでもやっておる局があると思うのです。私は、個別的な問題まで全部団体交渉の話題にのせることに對しては、いますぐここで究明しようとは思いません。しかし、あなたの方のほうで人事権を振り回しますけれども、裏を返して労働者側から見れば、これ

は著しい労働条件の変更であります。これは当然であります。降格やその他のいわゆる労働条件に關係すること決して質の違ったことじゃないというように私は思うのであります。転職等のことと類することだろうと思ふのであります。したがって、この種のことに對して、厳格にその話し合いなり交渉の窓口を閉ざすことは、私は決して正しいことじゃない、こういうふうに判断をいたしておるのであります。

労働省はおいででありますか。——どうでしょう。公共企業体における労使關係の団体交渉なり団体協約の締結に關してのいろいろな法令があると思う。しかし、私は、いま言いたいわけ降格なりあるいは転職なり、こういったものとの転勤というものは、これは類するものでありますから、厳格にそこでもって一線を画することは非常に問題だと思つてゐるのであります。したがって私は、そのことを団体交渉なり話し合いの話題から封ずるということに對しては、近代的な労使關係の上からいって適切でない、こういうふうに思うのであります。あなたのほうでそういう面に對するところのいろいろな判例等がありましたらば、ひとつ端的に、簡単にだけつこうでありますからお答えいただきたいと思えます。

○大塚説明員 いま先生のおっしゃいましたような労働条件に關しまして、公共企業体等労働關係法の第八條が、その交渉事項の規定の中でまあ表現は法の条文のような言い方をしておりますが、要するに趣旨は、労働条件については労使が話し合うということをやつておる趣旨だと私は理解をしておるわけでございます。しかしながら一方、公共企業体というふうな特殊な国の規制を受ける、また予算その他によつてがっちり縛られておるといふような公共企業体の運用という面からいたしまして、その責任を持つべき事項、責任をとらされておる事務当局の権限に属する事項も、一応国の面からいって、法律上、団交対象からはずすことによつてそういう責任の所在を明らかにするといふ立場をとつておる、これは法のたてまえとい

たしましてはやはりそういう一つの行き方もあろうかと思ひます。いま先生のおっしゃいますように、それは言いながらも、たとえば一定の管理運営に属するような事項でありまして、その結果が個々の労働者の労働条件に非常な關係を持つというふうな場合にはこれを労使間で話し合うということはやはり望ましいことではないかと、たとえば民間の判例におきまして、これは公共企業体の場合と違ひまして、法律上、明文をもつて団交事項が規制されておるわけではございませんが、民間の場合にも、使用者のいわゆる管理運営事項に属するような問題についても、特に労働者の労働条件に著しい關係を持つというものをそういう角度から取り上げるといふ限りにおいては、やはり団交の対象事項になるというふうな民間の判例はございます。ただ、公共企業体の場合は法律が

ございいますので、その辺は多少問題がございいます。しかし、いま郵政省の話では、やまかしい話は、ともかくも話し合いはする——正式の団交対象事項とするかどうかは別として、ともかく話し合いはするといふようなお話しもございいます。そういうふうな解決方法もあらうと思ひます。

○田邊委員 いま労働省の見解もありましたようなことで、郵政省と全通本部の間でいづれにしてもいろいろな問題に對して話し合いをしておるというところは、私はよく慣行だらうと思ふのです。したがって下部についても——この種のことになると、もう人事権だ、管理運営事項だ、一歩も譲らぬといふことでもつて窓口をシャットアウトしている、こういうのが現在の状態であり、特に、札幌郵政局の場合にはこれが著しい、こういうふうには聞いておるのでございます。

どうでしょう、人事局長、私はあなたの方のほうで境界はあると思ひます。この配置転換やその他の問題に對しても、話し合いをする境界はあると思ひます。しかし、全くその話し合いの窓口まで全部閉ざすといふようなことは、私は決してよくないと思ひます。確立することにならない、こういうふう

にシャットアウトしてゐる現在の状態を、もう雪も解けてきたのですから、雪解けの状態のひとつやつてもらつて、よき労使關係を確立するように下部に對する適切な指導をしてもらいたいと思ふのですが、いかがですか。

○山本(博)政府委員 ただいま労働省からお話がございましたが、基本的にはそういう方向で処理をしたいと思ひます。

ただ、個別の人事にきまして、すべての局所においてすべての地方段階においてこれを話し合いの内容として取り上げるといふことをルール化することについては私も考えておりませんし、かつて労使間の紛争を大きくする要因にもなるのじゃないか。私が先ほど申し上げました本省、本部間で話をいたしておりますというの、個別の人事がいろいろ悪いことではないかと、こういう労使間の紛争、トラブルがある事態をどう解決していったらいいかという観点で労使間で話をしておるということもございいます。地方におきましても、労使間に紛争があつてその紛争をどう解決するかという観点では話し合ひしてもいいと思ひますが、個別の人事が妥当かどうかという争ひになりますと、話し合いの内容にはなじまない、むしろ、そういう妥当かどうかという争ひになりましたならば、人事院の公平な審査を受ける以外にない、トラブルがある、それをどう解決するかということならば、本省、本部間でそういう問題として取り上げるのが妥当ではないかというぐあいに考えます。

○田邊委員 したがって私は、個々の問題にまで立ち至つて交渉をやるべきだと言つてゐるのではありません。個々の問題になつたら、そこでもつてあなた方は断わればいいのです。個々の問題であるかどうかというのを前にして、窓口でもつてその種のことに對しては一切受け付けない、こういう態度がいかに私は言つてゐるのであります。あなたの方のほうでもつてまず話し合いをしてみて、個々の争ひまで至つたら、それ以上はできませんと言へばいいのであります。そこまで私ど

もは考えてもらわなければならぬのじゃないかと言っているわけでありまして、いまの札幌の事態はそれ以前の問題である。さつき私が声を大にして大臣のことは反駁したのは、まさに局長の方針というものがそこに貫かれているのじゃないか、非常に危険である、心配だと私は思っています。取り上げておられるわけでありまして、どうかそういった意味合いで、ぜひ十分考慮され、配慮された中で下部に対するところの指導をしてもらいたい、こういう私の質問であります。その点ではどうでありましょう。

○山本(博)政府委員 なお、よく実態を調べまして、適切に指導をいたしたいと思っております。

○田邊委員 北海道の問題は、きょうのいろいろの質問を通じ、またいろいろと調査もしていただきまして、時間もございませんから、また機会をあらためてさらに質問をいたしたいと思うのであります。

私、さつき一番最初に申し上げたように、法律改正をいたさんとしたしておりますが、今度の簡易生命保険法の改正によって新しい業務をやるわけでありまして、それからまた最高限も引き上げていくわけでございますが、これに対する要員は一体どういふふうにされようとしておりますか。

○竹下政府委員 この問題は、傷害保険をやるのですけれども、特約方式というやり方でやりますので――と申しますことは、主契約とあわせて傷害特約を募集していくというようなやり方を基本といたしておりますので、要員につきましては特別に増員措置をいたしております。労働力の若干の増加が必要でございますが、その分に対しましては超勤及び賃金でもって措置をいたしたい、かように考えております。

○田邊委員 いま郵務、貯金、保険、各事業担当の局長お見えだろうと思うのですが、いまの状態の中でも正常な業務の運行がはかられていないというものが全国随所にあるのです。特に、東京をはじめとするところの過密都市においては非常

な業務の停滞を来しておるという状態でありまして、これは一括して人事局長にお答えいただくわけでしょうか、どちらでもけっこうであります。

東京に限って見ても、業務の運行が非常に正常でない局がかなりある、その原因は要員不足である、こういう事態が現実であると私も聞いておるのですけれども、一体どのくらい局が正常な業務運行ができないという判断をあなた方はされておられますでしょうか。

○倉山政府委員 郵便に例をとりまして申し上げたいと思っております。

ただいま御指摘のありました過密都市の代表的な都市でございます東京市内におきましては、現在杉並郵便局、江戸川郵便局あるいは田無郵便局等が、代表的な業務運行困難局とみなされておるところでございます。それにつきまして御指摘のありましたような要員の問題が全然ないかと申しますと、周辺地区におきまして人家が急に膨張したようなところについていろいろ手当てをする必要のあるところもございまして、全然ないとは申し切れません。

ただ、私どもが主として考えておりますのは、要員不足の問題よりも、その局におきましますところの特異な問題、中には労働問題もございまして、その他もろもろの特異な問題もございまして、業務の正常運行を欠いておる原因はさようなところにあるかと思っております。しかし、田無局を代表にいたします東京周辺地区につきましては、なお郵便物の増高につれて要員を増加すべきところもあるように見受けられます。そういうところにつきましては逐次手を打つべきであると考えておりますし、現に手を打っております。

○田邊委員 そこで慢性的な遅配があったり、業務の停滞があったり、実際には時間内でもってこれを処理できない、したがって、年末始やその他の繁忙期における時間外労働等は別にいたしまして、常時時間外労働をやらざるを得ない、こういう状態があるやに聞いているのですが、それは事実

でございますか。

○倉山政府委員 都内につきましては、私どもさようなことは、先ほど申しましたような理由でございます。まず、先ほど申し上げたように、都の近郊地区につきましては急激な膨張に追いついていけないという事情のあるところはございまして、さしむきそういうところにつきましては非常勤の、つまり臨時者の措置をいたしまして手当てをいたしておるという状況でございます。

○田邊委員 ひとつ、委員長にお願いをいたしたいのでありますが、そういう東京都内や、そのいわばドーナツ型の地域で、これに対する遅配の状態というものと、それからそれに対するところの賃金、いわゆる時間外労働をいられるところの賃金、これをひとつ概括的に、これは今後の業務運営上、郵便ばかりに限りません。貯金、保険、特に保険の場合には法案を審議をいたしているわけでありまして、その際には一体どうなるかというところもわれわれは非常に不安であります。現状がそういうことでは新しい事業を円滑にすることはできない、こういうように思っています。お調べをいたして御報告を願いたい、こういうふうにお聞きですが、ひとつお願いいたします。

○倉山政府委員 承知いたしました。

○田邊委員 したがって、その種の問題はあらためてまた御質問をいたすことに予定をいたしたいと思っております。

そこで最近、時代の進展や社会構造の変化などによって業務が非常に複雑になってまいり、あるいは困難性が非常に増してまいりました。そこへ新しい事業がさらに加わる、こういう状態でございます。したがって私は現状をまず正しく正さなければ将来にわたるところの運行はできないだろう、こういうふうに思っておられるわけでございます。便法的な方法はございまして、時間外労働をやったり、あるいは非常勤を雇ったりしてやるといいうような便法的な状態はございまして、それだけじゃ済まぬと思うのです。極端な例を言いますと、東京中野でもってきのうまで配達をやっ

ておった青年が、そば屋の配達のはうが何か賃金がいいというのでそのほうへ移ってしまったという、こういう事実も聞いているわけですね。こういう状態では、郵政事業のほんとうの意味における運営はできない。さつき与党の質問の中においても、国民に対するサービスをしなければならぬ、それに対して、大蔵省に對してもきたる態度をすべきである、こういう話がありましたけれども、私は、もう一本の大きな柱はやはり要員の確保である、こういうふうなふうに思っておられるわけでございますが、こういう一面を考慮をあらわして、現在の定員でもって事を処することは非常に困難だ、何としてやはりもうひとつこの種の隘路を打開するためには定員の増加が必要である、こういうことはみなもう必須の要件であらうと思うのですが、こういうことに対しては、一体どういふようなお考えでございますか。

○倉山政府委員 郵便について申し上げますと、幸い、郵便の面につきましては非常な各方面の認識を得まして、したがって、予算獲得の際にも、一般要員、つまり内勤、外勤の事務処理要員につきましては要求どおり予算が成立しているというような状況でございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、急激に膨張します周辺地区等におきましての手当てにつきましては、さらに今後とも検討してまいりたいと思っております。

○田邊委員 さつき御指摘のありました江戸川について見ても、昭和三十八年の配達指数を一〇〇といたしますならば、四十二年に一四四になっております。ところが、それに対して定員の場合においては、三十八年の一〇〇に対して一二四という状態でありまして、実は指数の比較において相当アンバランスが出ています。八王子においても、三十八年を一〇〇といたしますならば、郵便の配達指数は、四十二年が一六二に及んでおるにもかかわらず、要員の場合は一三九にとどまっております。こういう状態だということを私は聞いておるのであります。したがって、いまの状態を何とか打開するための将来に向けての方策が講じられなければ

迅速、確実、これをやらなければならぬということでありまゝす。これは確かにそのとおりであります。

これ以外に、もう一つ大事なことがあるんじゃないですか。郵便で肝心なものを忘れてはいけませんか。

○會山政府委員　おそらく、御趣旨としましては、働く職員をして勤労意欲を十分持つて働いてもらうということかと思ひます。

○森本委員 違います。通信の秘密を確保するということが郵便法の大原則なんです。もうけ主義だけで郵政事業というのはやっておるわけでは

ない。郵務局長からしてそういう認識だから郵便事業は間違っている。法律にちゃんとあるじゃないですか。昔、軍国主義のときに、郵便がかってに

検閲された、そういう検閲を絶対にやってはならぬ、それから通信の秘密も絶対に確保しなければならぬ、それがためにこれは公共事業である、こ

ういうことがあるんじゃないか。私は一々例をあ
げません。

それで、さらに貯金、保険に対するところの通

達の内容、それから電信電話に対する通達の内容、これを見ましても、これは全く株式会社というふうにしか考えておらぬ。確かに、国民にサ一

ビスを提供するということは、これは大切でありますよ。同時に、われわれは公共事業としてこれを行ってやるんだという一つの認識がなければならぬ。

らぬ。そういう点では、これは民間の株式会社とはだいぶ違う。そういう点においてこの考え方をみると、とにかく、事業の目標を貫徹するという

ことだけを念頭に置いている、そうではないはず
です。貯金にしても保険にしても、目標を貫徹す
るということは大切であるけれども、同時に、国民

の福祉の増進にとめるということがはつきり書いてある。そういうことを念頭に置かずして、ただ単にこれが目標完遂、それから、要するにどうし

でも独立採算でやらなければならぬ、だから一生懸命君たちは働け働け、こういう趣旨だけでは、私は郵政事業というものは公共事業であるという観

点から違うと思う。たとえば、いまの通信の秘密をとってみても、あるいは貯金にしてもあるいは保険にしても、あそこの人は貯金が幾らあるとか、

そういうことは絶対に言ってならないことなんです。一般の銀行でもそうですけれども、特に郵政省についてはそういう点はきついです。

それから、どこからどこへ手紙が行った、そういうことも絶対に言ってはならないと思います。そういうことが国民に対するサービスです。それか

ら、郵便で一番の問題になっているのは、あて所配達で一番地違つておつても実際にはなかなか配達がされぬ、こういう現状です。そういう点につい

でも国民の不満が非常に強い。
そういう点で、私は一ぺんこの通達については再検討願いたいと思う。まるきり一地方郵政局長

が大臣になったようなつもりでえんえんと書いている。間違っているところがなければけっこうでありますけれども、ある程度はサーピスの事業に

徹しようということになりますから、そのことに
ついては私は否定をしません。しかし、それと同時に、
郵政事業は公共事業であるという大きな使命に

が法律上あるはずであります。貯金法につきましても、保険法につきましても、郵便法につきましても、必ず第一条と第二条にこれがあるわけでは

す。そのことを一つも書いてない。ただ単なる独立採算独立採算ということを頭から従業員にしいようというような通達の内容になっておる。これ

でけっこうでございますというやり方は、私は郵政事業というもののあり方を曲げるものだと思う。これは労働組合がどうだとかこうだとかいう

問題じゃありません。国会としてこういうようなやり方を——一地方郵政局長がまるで大臣になつたつもりで長々とこういう文書を出して、それを

本省の高官が、これはけっこうでございますと言
うことは、私はまことにふに落ちぬ。これは大臣、
どうですか。

○河本國務大臣 郵政事業が公共事業であるということ、そして国民に対するサービスをするということ、これはもう当然のことでございます。

その本旨を忘れるようなことはいけなと思います。

○森本委員　ひとつ、私がいま言ったような内容

を含んで——これは私は全部が全部悪いとは言いませんよ。それは確かに親方日の丸でやってはならぬ、もう少しわれわれも考えていかなければならぬ。

らぬという点については同調できる点も相当ありますよ。しかし、大切な点を忘れておる点があります。だから、これは全部が全部よろしゅうござい

ますというようなことは、私はちよつとふに落ちぬ。だから、この点についてはひとつ再検討をしてもらいたい。それから、このくらいのものを出

す場合は、本省のある程度の許可でも得て流さな
いと、今後大きな間違いがあると思う。だから、
そういう点で、十分にこれを一べん検討を願いた

いと思いますが、大臣、どうです。

○河本国務大臣　検討することにはいたします。しかし、私は、たぶんその通達の本旨とするとこ

るは、郵政事業が公共事業であるということ、そのことはあまりにも当然過ぎることであるので特に強調しなかったのではないかと思います。御趣

旨を体しまして、よく検討いたします。

○井原委員長 次回は来たる二十三日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

昭和四十四年四月二十八日印刷

昭和四十四年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局